

## 意見書

公津の杜保育所施設長 様

入所児童氏名 \_\_\_\_\_

病名 「 \_\_\_\_\_ 」

1. 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。
2. 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日時点で以下の「登園のめやす」の記載事項を満たしている場合、集団生活に支障がない状態になったと認め登園可能と判断します。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 医療機関 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※かかりつけ医の皆さまへ

上記の1・2のいずれかにを入れてください。

麻疹（はしか）・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・咽頭結膜熱（プール熱）の場合は、必ずしも治癒の確認は必要ありません。診断の段階で上記の2に記入（選択）することが可能です。

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

○ 医師が意見書を記入する感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）※	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ※	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後、乳幼児にあつては3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症※	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）※	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎（はやりめ）	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	発熱がなく、抗菌薬内服後24～48時間経過していること
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで
その他 ( _____ )		